





広島大学法科大学院

# 法律科目試験

## [刑法]

2021年8月28日(土)

14:40～15:40

### 注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に**横書き**で書いてください。**罫線外及び裏面**を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

**【刑法】**（60点）

次の【事例】及び【見解】を読んで、（1）から（3）までの問いに答えなさい。

**【事例】**

Aから殴りかかられたXが、Aの顔面を殴打したところ、Aがアルミ製灰皿をXに向けて投げ付けたため、XがAの顔面を殴打する（以下「第1暴行」という。）と、Aは転倒して動かなくなった。Xは、Aに対して更に腹部を足蹴にするなどの暴行を加えて（以下「第2暴行」という。）傷害を負わせた。その後、Aは、第1暴行によって生じたくも膜下出血により死亡した。

**【見解】**

第1暴行と第2暴行は、時間的、場所的には連続しているものの、Aによる侵害の継続性及びXの防衛の意思の有無という点で、明らかに性質を異にし、Xが抵抗不能の状態にあるAに対して相当に激しい態様の第2暴行に及んでいることにもかんがみると、その間には断絶があるというべきであって、急迫不正の侵害に対して反撃を継続するうちに、その反撃が量的に過剰になったものとは認められない。そうすると、両暴行を全体的に考察するのは相当でない。

- （1）【見解】の立場から、【事例】におけるXの罪責について論じなさい。
- （2）急迫不正の侵害に対して反撃として行われた複数の暴行を全体的に考察することによって生じる問題点を指摘しなさい。
- （3）急迫不正の侵害に対して反撃を継続するうちに、その反撃が量的に過剰になった場合に、刑法36条2項を適用することができるかどうかを論じなさい。







